

令和5年第4回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和5年6月14日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	6月14日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 こ ど も 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 ま ち 未 来 推 進 室 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 山 崎 孔 史 岡 田 康 裕 浅 井 利 育 乾 充 喜 松 本 光 弘 酒 井 智 志 竹 吉 一 人 浦 井 久 嘉 寺 口 浩 代
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	藤 本 佳 利 高 橋 恭 世 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

令和 5 年 第 4 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和 5 年 6 月 1 4 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
7	5 番	山本 隆史	1 菊美台7号緑地の定期点検について 2 公有財産の適正な管理について
8	8 番	山口 昌亮	1 森脇橋から国道168号北への歩道設置につい て 2 子育て支援「3つのゼロ」の実現を 3 「土砂災害警戒区域に立地する学校」の防災対 策について
9	6 番	稲月 敏子	1 平和と青年のプライバシーをまもるために 2 若葉台太陽光発電所の雨水排水について 3 町有地の管理・監督について
10	1 番	関 順子	1 認知症対策の推進について 2 平群町役場の案内看板設置について
11	3 番	岩崎 真滋	1 中央公園に健康器具遊具を置いてみては 2 町内の水路について 3 町の消火栓について

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆様、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

井戸議員より、少し遅れるとの連絡が入りましたので、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和5年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず発言番号7番、議席番号5番、山本君の質問を許可いたします。山本君。

○5 番

皆様、改めましておはようございます。議席番号5番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております大きく2点について質問させていただきます。

1点目、菊美台7号緑地の定期点検についてであります。

平成29年10月21日から23日にかけて猛威を振るった台風21号の影響で、町有地である菊美台7号緑地より菊美台4丁目へ土砂が流出いたしました。町の対応としましては、1年半後の令和元年5月22日より堆積土砂撤去工事が開始され、再発防止処置として重機を導入し、土砂で詰まった側溝等を整備していただきました。そして、擁壁上には南北方向へ約40メートル、2段に積まれた高さ約2メートルの土のうを設置されました。

今月2日の台風2号による大雨警報土砂災害が発令されましたが、土砂災害警戒区域に該当する菊美台で、平成29年のような災害に遭わなかったのは、雨量の差もありますが、これらの整備に一定の効果があったと言えます。大切なことは、今後も定期的な堆積土砂撤去などの整備を行い、再発防止に努めなければなりません。

令和元年12月議会の一般質問で、「土のうの定期的な点検はおおむね6か月ごとに目視にて行い、梅雨時期や台風時期には随意実施する」との答弁を頂きました。自治会や防災会でも目視点検を行いたいのですが、現状は雑草が繁茂

していて、踏み入ることもできませんでした。

そこで、2点質問いたします。

町が行った定期点検実施日と点検内容、点検結果をお聞きいたします。

二つ目、土のう袋のタグには長期仮設3年と表記されていますが、仮設後3年以上が経過しています。また、袋の中にセメント改良土を詰めていることから、町が責任を持って対応していくと答弁されましたが、いまだに凝固せずに柔らかい砂の状態であります。耐久性も含め、どのように判断されているのでしょうか。

大きく2点目、公有財産の適正な管理についてであります。

公有財産は地方自治法に基づき、この用途により、行政財産と普通財産に分類されます。行政財産のうち、町が直接使用する庁舎、消防署等は公用財産で、町民が共同利用する学校、集会所、公園等は公共用財産として再分類されます。普通財産は行政財産以外の公有財産で、貸付け、交換、売払い、譲渡等が可能で、主に経済的価値の発揮を目的としており、管理処分されるべき性格のものとなっています。

本町では、平成22年から23年に国の緊急雇用対策事業により、補助金を活用し、それまで紙台帳での管理であった公有財産台帳を、登記簿や財務情報などを一筆一筆名寄せした上で、公有財産管理台帳としてシステム化しました。また、平成27年からはこの公有財産管理台帳を新地方公会計に対応した資産管理として、貸借対照表といった財務諸表に必要な固定資産台帳として、金額情報を付記して整備いたしました。

各年度の決算書に財産に関する調書で報告されていますが、令和3年度の土地公有財産の総面積は69万5,909平米、内訳は公用財産が6,342平米で0.9%、公共用財産が48万6,421平米で69.9%、普通財産が20万3,146平米で29.2%であります。

そこで質問いたしますが、公有財産の土地を無許可で使用したり占拠することは違法行為に該当しますが、これらの行為がないか調査されているのでしょうか。

以上、大きく2点について、端的で明瞭な御回答をよろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、山本議員御質問の1項目め、菊美台7号緑地の定期点検についてお答えいたします。

答弁の前に、まず緑地に土のうを設置した経緯を申し上げ、その後、答弁とさせていただきます。

令和元年5月、菊美台7号緑地のり面の堆積土砂撤去のため、緑地南側から重機で進入し、今後の維持管理用の通路も確保しながら土砂撤去の予定でしたが、入り口から約40メートルの時点でのり面保護用のコンクリートののり枠が出てきたため、それ以上先に進むことができず、やむを得ずそれまで掘削した土砂をセメント改良し、大型土のう袋に詰めて復旧した経緯があります。よって、現場の土のうはその場所が崩落したために設置したものではありません。

なお、重機にて進入できなかつた先の部分は、令和元年7月、下の町道からクレーンにて重機をつるして現場に入り、堆積土砂撤去とのり面整形工事を実施済みです。

そこで、1点目の定期点検の実施日と点検内容、点検結果についてですが、令和元年5月の設置以降は定期的な点検は行っておりませんが、設置当初は梅雨や台風時期のほか、年数回の点検を行っていましたが、点検記録はございません。

今後につきましては、不定期ではございますが、少なくとも梅雨や台風時期に加え、大雨が降った後には、以前に土砂が流出した箇所も含め、安全点検を実施してまいります。

続いて、2点目の現在設置されている土のうをどのように判断しているかについてです。

設置されている耐候性大型土のうは、ラベルの文字が判別できず、いつ製造されたかは不明ですが、耐候性大型土のうは耐用年数3年とされているところです。現場の土のうは設置後約4年が経過していますが、土のうを確認したところ、袋の破れや土砂の流出はなく、また、土のう自体も安定しており、改良土が軟らかい状態であっても機能的に問題ないものと認識しております。引き続き現状把握に努め、安全確認を行ってまいります。

以上でございます。

○議長

山本君。

○5番

ただいま御答弁いただきましたが、土のうの設置が防災対策ではないと。そういうことであれば、袋が破損して崩れてしまうような二次災害が発生しない限り、令和元年12月議会で答弁されたような6か月ごとの定期点検はあまり意味をなさないのかなというように、今答弁をお聞きしまして判断させてもらったところであります。重要なのは、土砂が流出したのり面が崩れていないか

どうか、そしてU字溝に土砂等の堆積物がなく、正常に排水できているかということが、それを把握することが大切であると思います。今の御答弁では、定期点検実施記録は残されていないということではありますが、それはさておきまして、再発防止のためには現状を把握しておくことが必要であろうかと思っております。

ただいまの答弁では、点検を行う時期は定期的ではなく、今月2日のような大雨警報が発令された後ですね、大雨の降った後に実施するのは、これは大変有効的だと思っております。通常の雨量では、さほどのり面が崩れてしまうということは考えにくいので、大雨が降った後に点検しておけば、次の警報級の大雨が降っても、排水自体が正常であれば、土砂崩れは発生しにくいのではないかと考えております。そもそも、菊美台の7号緑地は町有地でありますので、北側ののり面に地滑り防止コンクリート、西面にもございますが、これで固めていただければ非常に安心ができますが、当然、ここには予算というものがかかってきますので、それが確保できるとは私は思っておりません。

また、この点検自体も高いところにありますので、大変町職員の御負担になると思っておりますが、今回、補正で購入されるドローンですね、こういうのを活用して上からのぞき込むというようなことも考えながら、点検の負担軽減を図るとか、もしくは地元の自治会や自主防災会と連携して点検を実施していただくという手段もあろうかと思っておりますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

再質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員御指摘のように、大雨とか土砂流出などの被災があった場所については、その点検記録を残して、再発防止のために現状把握に努めてまいりたいと思っております。

また、現場点検に当たって、今後購入するドローンを活用したらどうかと、そういうような御質問ですが、ドローンの活用によりまして災害時の被災地の状況を迅速かつ正確に把握できることや、日常時におきましても施設の有効な管理につながることから、それを活用してまいりたいと考えております。

あわせて、地元自治会や自主防災会と連携して点検を実施していくと、そのことも御提案いただきました。災害対策には自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高めて連携することが大切と考えますので、行政と連携した御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長

山本君。

○5 番

いい御答弁を頂きましてありがとうございました。今後、気候の変動でありますとか、近々発生する南海トラフ地震、こういう過去に例を見ない災害に見舞われる可能性は、これはもうどうしても自然災害ということで否定はできませんが、現時点でできる限りの防災対策を講じるということが非常に大切であり、これは町の責務であります。それだけではなく、町民の皆様にも自分の命は自分で守る、自分たちの町は自分たちで守るといような、今も御答弁いただきましたような自助・共助の精神を持っていただくということも非常に大切な、重要なことであると私は思っています。

住宅地に隣接している緑地でありますので、今後も丁寧な安全確認をお願いしまして、この質問は終了とさせていただきます。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、山本議員の2項目めの、公有財産の適正な管理についての御質問にお答えいたします。

公有財産の管理については、行政財産、普通財産にかかわらず、日常的に景観維持のため草刈りを実施するなど、近隣住民に迷惑がかからないよう適切な管理に努めているところでございます。

議員お尋ねの土地の無許可使用や不法占拠などの違法行為については、以前にも発生したことがあります。発見した場合には原状復帰などの指導を行い、違法行為に対し対応してきたところでございます。

今後も引き続き、日常管理の際には無許可使用等がないか注視しながら、適切な財産管理に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

山本君。

○5 番

まず、今の御答弁の中では、土地の無許可使用や占拠などの違法行為を発見した場合には原状復帰などの指導を行ってきたということですが、この指導というのが大変重要なこととあります。指導を怠ってですね、そのままにしておけば、公有財産に当てはまるかどうか分かりませんが、自分の所有物であるかのように占有している場合は、時効取得というものが認められることがあると

ということも考えられます。時効取得というのは、10年もしくは20年といった一定期間、要件を満たしていれば、不法占拠であっても所有権を取得できる、これは法的な制度であります。

次に、今後も適切に財産管理に努めるということで御答弁いただきましたが、ちょっと具体案のない御答弁だったかと思えます。例えば、ある自治体の例では、公有財産の不法占拠の状況調査結果ですね、これをインターネットで閲覧することが可能になっています。ただし、個人的な情報にもつながることですので、占拠されている場所等は記載されていません。また、不法占拠の件数や土地の面積、不法占拠の開始時期等が掲載されています。これらのことは不法占拠の抑止効果になると思っています。

このインターネットの掲載が平群町にとってなじむかどうかというのは、これはちょっと検討しないかんところがあるんですが、厳しい平群町の財政の中では、適正な財産管理を積極的に行っていく必要があると思えますが、どうお考えでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えいたします。

財産管理については、現状としましては、各担当課において、状況に応じて対応のほうをしてくれているところがございます。議員お述べのように、不法占拠の状況についてはインターネットで公表している自治体もあるようでございますが、本町としましては、適正な財産管理の手法について、また効果的に維持管理が図れるよう、ほかの市町村の先進事例なども参考に調査研究してまいりたいと思えます。

また、引き続き不法占拠等があった場合には、時効取得されないよう法的な見解を踏まえ、速やかに対応を今後していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長

山本君。

○5番

ほかの自治体の事例を見ながらちょっと調査していただくということで、これはお願いしておきます。

公有財産を適正に管理するためには、不法占拠というのは避けて通れない問題であると思っております。不法占拠の解消のためには、排除に向けた要請ですね、そして指導、それから売却や貸付けによる解決、法的な措置による解決、

境界確定や不法占拠者の特定などの条件整理などを行っていく必要があるという事です。

住民の皆様の、これは大切な税金が投入されている財産でありますから、慎重な管理をお願いいたしまして、私の一般質問はこれで終了いたします。

○議長

それでは、山本君の一般質問をこれで終わります。

午前9時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時18分)

再 開 (午前 9時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号8番、議席番号8番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○8番

それでは、通告に基づきまして、大きく3点について質問させていただきます。

まず1点目は、森脇橋から国道168号北への歩道設置についてです。

国道168号森脇橋から北への歩道設置については、光ヶ丘住宅地開発当初からの住民要望であり、課題でした。私ども日本共産党も二十数年前から県にも要望し、一般質問でも取り上げてきました。

この問題について、町は昨年6月議会で、道路管理者の県郡山土木事務所から「令和3年度に県事業として新規事業化され、それに伴い、事業予定地内の支障となる物件の移転等に関わる補償調査を行い、令和3年度末から順次、関係地権者に対して用地交渉を進めている。今後の予定としては、令和4年度中の用地取得に向け、補償内容について早期に地権者の合意が得られるよう引き続き用地交渉を進めていきたいと考えている」、そういう旨の報告を受けているとの答弁をしています。このことを前提に質問します。

1点目、昨年度中に用地取得は完了したのでしょうか。

2点目、歩道設置予定地に新たに建設中の家屋は、歩道設置に影響しないのでしょうか。

3点目、この事業に対して今年度、県の予算措置はどうなっているのでしょ

うか。

大きい2点目は、子育て支援三つのゼロの実現をということです。

少子高齢化が社会問題になって相当な年月がたちますが、少子化に全く歯止めがかかっていません。その最大の責任は、効果的な少子化対策、子育て支援を行ってこなかった国政にあります。しかし、国の政治の責任だといって、地方自治体が少子高齢化の問題を避けるわけにはいきません。全国の自治体では、出生率の向上を目指して様々な少子化対策、子育て支援策が取り組まれています。

本町でも、早くから公立保育所や公設公営の学童保育所を設置し、子ども医療費無料化を先進的に実施してきました。昨年度からはまち未来推進室を設置して取組を強められようとしています。

現在、現役世代呼び込みの自治体間競争は激しくなっています。少子化対策、子育て支援策も若者世帯のニーズに合った多岐にわたる施策が求められますが、まずは全国各地の自治体が力を入れている子育て支援三つのゼロを進めることです。三つのゼロは、小中学校の給食費ゼロ、18歳までの医療費ゼロ、18歳までの国保税ゼロです。本町はこのうち、窓口での立替え払いを除いて、医療費無償化は完全に実現しています。子育てファミリーをはじめとする現役世代を呼び込む一助として、給食費ゼロ、国保税ゼロを段階的にでも前へ進めるべきです。同時に、全ての子育て世帯を対象にしたニーズ調査を行って、その調査を基に子ども・子育て支援事業計画を具体化すべきです。町長の見解を伺います。

ちなみに、本町の今年4月1日の少子化率は9.69%、5年前の2018年4月1日は10.61%。5年間で1ポイント足らず落ちています。国全体では2021年で12.57%。それよりも2.88ポイントも下回っています。また、近隣との比較では、三郷町は12.65%、斑鳩町は13.44%。斑鳩町の年少人口は平群町の1.39倍です。いずれにしても、全国や近隣との比較から見て、本町でこそしっかりとした子育て支援策を早急に実現すべきだと考えます。

3点目は、土砂災害警戒区域に立地する学校の防災対策についてです。

3年前の2020年10月に文部科学省が行った浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する公立学校の調査で、1小学校と1こども園が浸水想定区域に該当、これは平群町ですけれども、1小学校が土砂災害警戒区域に該当となっています。

そこでお伺いします。1点目、該当する小学校、こども園はどこか。

2点目、該当する学校等に対するソフト面、ハード面の対策状況の説明をよ

ろしくお願いいたします。

以上、3点について明快な答弁をよろしく申し上げます。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、山口議員御質問の1項目め、森脇橋から国道168号北への歩道設置についてお答えいたします。これは事業主体であります奈良県郡山土木事務所に確認した結果でございます。

1点目の昨年度中に用地買収は完了したかということですが、当該歩道設置に係る用地買収については、事業総延長120メートルのうち約84メートルに当たる約70%が買収済みであると聞いております。

2番目、歩道設置予定地にですね、新たに建設中の家屋は歩道設置に影響がないのかということですが、歩道設置に伴う用地は、地権者の御理解と御協力を頂き、昨年度に買収を行っている。したがって、現在建築中の家屋は歩道設置用地外であるので影響はないとのことであります。

3点目、この事業に対して、今年度、県の予算措置はどうなっているかについてですが、残用地の買収費用等、事業推進に必要な予算は措置されていると、そのように報告を受けております。

当該事業は本町における長年の課題でもありまして、残る事業用地につきましては、引き続き県と連携して地権者に御理解と御協力を頂けるよう交渉してまいります。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

この問題についてはね、最初に二十数年前と言いましたけども、もっと前、私が議員になる前、日本共産党の岡田雅一議員も何回か議会で取り上げたというふうに聞いていますし、去年の答弁ではですね、要するにやっと事業化したと言うんですけどね、本当はその10年、私が議員になって今、もう20年になりますけど、10年前ぐらいの、副町長が当時担当課長だったときにですね、事業化するという話は何回か出てるんですよ。ほんで、多分予算も何回かかっているんです。にもかかわらず、去年の答弁では、何か新たに事業化がやっとされたみたいな答弁だったんですが。今そのことをどうのこうのと言うつもりはありませんが。それぐらい、だから、去年から始まったということじゃなくって、非常に長いスパンの中でね、ある意味町の大きな懸案事項でもあったわ

けですよね。

今でこそ通勤・通学の利用者は相当減ってますから、当初に比べれば相当あそこを歩く人も減ってるんですけどもね、それでも歩道も横断歩道も何もないと。だから、とにかく信号があって、車の信号がですね、例えば初香台や光ヶ丘のほうから来れば、橋を渡るのに、青になればですね、車を避けながらというか、今、こっちの役場のほうへ入ってくる道は向こうからは、本道からは入ってこれなくなってますからまだ通りやすいですけども、あれが通行できたときには、それも避けながら歩くと。その歩道もですね、ほとんど、歩道はないわけですけども、路肩のほうを歩くという非常に危険な道。一方で、ガソリンスタンド、今はなくなってますけど、旧ガソリンスタンドがあったほうを回って駅へ行く場合でも、横断歩道が民家の横、車を擦り抜けるように歩いた上です、喜八さんのほうへ入っていくというような、こういう非常に危ない、それはもう言うまでもなく皆さん御存じだと思うんですよね。

そこで、やっとなり買収が、120メートルのうち7割が終わったということで、あと残りについてはどういうめどなのか。本当は昨年度中に終わりたいというような去年の答弁だったわけですから、あと今年度、どのようなめどが立っていて、予算については必要な予算をつけてるということなんですけど、今のところ、買収予算だけでしょう。今年度も用地予算だけなのか、それとも買収が今年度、今、6月ですから、早く終われば、今年度中にも要するに事業化、工事に進展できるのか、その点はどうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

まず、用地買収の進行でございますが、先ほどの答弁で、約70%は買収済みと、残り30%はどうかということでございますけども、この部分についてはですね、平群町も奈良県と協力しまして、地権者のほうとですね、何度も何度も交渉させていただいております。令和5年度中にですね、できるだけ早く買収できるようにですね、努力してまいりたいと思っております。

それと、予算措置の件ですけども、先ほども申しましたけども、残用地の買収費、また事業推進に必要な予算を措置されてるということで、工事費に対する予算についても一定確保されていると、そのように聞いております。

○議長

山口君。

○8番

県事業ですから、町のほうはいつまでにやりますというふうにならないと思

いますが、もうほとんどめどが立っているというふうに思いますんでね、できたら、あと30%って何件あるのか。さっきちょっと聞いたら1件か2件という話でしたけど、地権者の数ですよ。その2件については早急に交渉していただいて、私はやっぱり、その交渉さえ終われば、あとは県のほうの事業費で要するに工事ってということになるわけですから、それが終わった時点で私は、それは言ってもしやあないか。とにかく急いでやっていただいでですね、本年度からでも事業、工事にかかれる、着工できるようにですね、ぜひお願いしたいということとは言うておきます。

それと、さっき家を建築中、1回壊して、同じ人が建ててるかどうか知りませんが、あそこ、相当狭いように思うんですけどね、家との境界までが。あれで歩道設置。ほんで、あそこの歩道は相当広い歩道になるでしょう。基準では2.5メートルになるんですかね。それで今、答弁では大丈夫という話だったんですけどね、それはもう1回、あそこの歩道の幅は何メートルになってということだけ答弁していただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

新たに設置される歩道の幅員は3.5メートルと聞いております。

○議長

山口君。

○8番

3.5メートル。なおのこと、何か家にぶつかるような気がして仕方がないんやけど、そうならないと言うのであればそれでいいですけども、分かりました。いずれにしても早急に、この問題については非常にね、通行される住民の皆さんにとってはもう20年、30年前からの要望ですので、ぜひ一日も早くできるようによろしく願いいたします。

1点目はこれで結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、山口議員の2項目めの、子育て支援三つのゼロの実現をについての御質問にお答えいたします。

まず、小中学校の給食費ゼロを段階的に進めるべきについてでございます。これにつきましては、昨日の答弁と同様でございますが、現在、国では学校給食無償化の検討が行われていることから、引き続きその動向を注視していると

ころでございます。

次に、18歳までの国保税ゼロについてでございます。県民負担の公平化の観点から同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じとした県が目指す国保制度の実現に向け、県内全ての市町村が現在足並みをそろえ、制度完成に向け取り組んでいるところとなっています。このようなことから、単独で事業を行うことはできないので、御理解を頂きたいと思っております。

次に、全ての子育て世帯を対象としたニーズ調査を行い、その調査を基に子ども・子育て支援事業計画を具体化すべきについてでございます。令和6年度の第3期の子ども・子育て支援事業計画の策定の際には、子育て世帯を対象としたニーズ調査を実施する予定でございます。その調査結果を踏まえまして、議員御提案の子育て支援の方向性について検討してまいりたいと思っております。

まち未来推進室の取組状況についてですが、これまでに子育て世帯をターゲットとした子育て世帯向け雑誌への掲載や、イオンビッグ内での平群町プロモーションコーナーの設置のほか、町職員のプロジェクチームにより、人口対策につながる事業提案や奈良テレビ主催のふるさと自慢CM大賞に応募する動画制作、子育て支援策や平群町の魅力向上につながるシティプロモーションに取り組んでおります。また、定住促進奨励交付金事業や、キンビールが参加する地域の課題解決に向けた研修に若手職員が参加し、現在、町の人口対策に向けた提案の具現化に向け、検討を行っているところでございます。

今年度におきましても、結婚新生活支援事業や東京圏からの移住支援金事業、空き家アンケート調査、町の子育て支援や魅力を発信するプロモーション動画の制作、若手世代の移住・定住につなげるための事業に取り組んでいるところでございます。今後におきましても、若い世代に平群町で結婚し、子どもを産み、子育てをしたいと思ってもらえるような子育て支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

いろいろやられてるのはもちろん承知はしてるんですが、ただ、もちろん新しいまち未来推進室、それはいいんです。いろいろやられているし、プロモーションのこともホームページで見たりして、募集をかけたりされてね、それはいいんですけどね。ただね、三つと言ったのは、これは明石市が有名ですけども、要するにそのことで相当子どもが増えて、若い世代が呼び込めていると。私、最初にちなみということで、斑鳩町、三郷町と比較しました。もうこれ

も何回も言ってることですからけれども、特に三郷町ね、今の森町長、3期目か4期目になると思うんですが、あの人は高校の後輩ですから、彼が議員になる前から知ってるんですけれども、森町長になってから、三郷町の子育て支援は、それまで、名前を出して失礼ですけども、秋田町長の時代はですね、要するに県の事業を超える事業は三郷町はしない、ある意味そういう方針だったというふうに聞いています。

それはなぜかということ、秋田町長がどうのこうのじゃないんですが、ちょうど三郷町の財政が、もう古い話になって申し訳ないです。興人が倒産したり、それから三重県のどこかで土地を買いあさってですね、もっと前の町長がね。それで大変なことになったりということで、相当財政が逼迫した中で、秋田町長は当時の助役から町長になられてですね、安全運転というか、町政運営をやる上で、そういう方針で何年かやりはったという。それで三郷町は財政が相当楽になったということもあって、もちろんこの前提があるから、平群町の今と一緒にやとは言わないですけども、森さんになってからですね、子育て支援で一気にですね、要するに県がやってない三郷町独自の子育て支援策を次々と打ち出したということもあると思うんですね。斑鳩町に至っては、前小城町長が、選挙前になると子育て支援策を新しくいろいろやると。

だから、私が30代の頃、私の子どもたちがまだ小学校ぐらいのときはですね、平群町は三郷町や斑鳩町に比べて、特に学童保育所が近隣から非常に評価されて、出生率は高くなかったけれども、子どもが小学校に入る頃になると、近隣から平群町へ引っ越してくるというのが多かった。今は逆にですね、結婚すると斑鳩町のほうへ住むというのが、特に南の地域は、もう道1本を隔てて斑鳩町という、竜田川団地とか北信貴ヶ丘、こういうところの人に聞くとですね、娘が斑鳩町に住んでいますと聞いたって、歩いて5分ぐらいのところに住んでるわけですよ。それはなぜかということ、斑鳩町の子育て支援が平群町より、もちろん便利さの問題も一つありますけれども、そういうところがあるんですね。

そういうところからいうとね、一つ一つ言いますけれども、給食費ゼロ。昨日、植田議員の質問に対して一緒に答弁をされてますけどね、重要だというのは、それは誰だって言うんです。国がやるというのも、それはそうです、全部そうなんです。本来なら全部国がやるべきです。しかし、じゃあそれができない間、どうするのかと。じゃあ何で自治体間競争で、全国各地の自治体の子育て支援策を売りにしてるのか。それはあれでしょう、自分の町に住んでいる人たちによそに行ってもらいたくない、できるだけ住みやすい町にしたいということでやってるわけですから、平群町もそのために子育て支援は重要だという

ふうになっているわけだけど、今のままでは三郷町や斑鳩町にはとても追いついてません。それは自覚されてますよね。まずそこを、この後、もうちょっと質問しますけれども、ひとつ答弁してください。自覚されてますか。三郷町や斑鳩町より平群町は子育て支援策で充実してると思ってるのかどうか、劣ってると思っているのかどうか。これを答えてください。

それからですね、だから給食費ゼロ。去年はコロナとか、それから物価高騰の国からの交付金で、年間の相当な部分を無償化しました。その無償化できるんだったら、ほんで私、初日に言いましたよね。6, 320万円、国からの、要するに町が自由に使える交付金があるのに、それを全住民に公平だといって、3, 000円の商品券を配る。それはそれで悪いことはないですけども、私は町の魅力、町の今後をどう考えるのかといったときに、少子化率が10%も切ってる中で、どこを大事に施策、要するにお金がないならないでですね、使える金が少ないなら少ないなりにどうするかというのを考えるのが、私は政治やというふうに思っていますから、そこで初日にあの苦言を言ったわけですよ。駄目だとは言わないけども、使うところが違うでしょうと。

だからね、給食費だって、どうしたら無料にできるかを考えるべきなんですよ。それをですね、とにかく国のほうの動向を見て云々なんて、そんなことを言ってるから駄目なんですよ。平群町の今の状況でどうしたらできるかというのをまず考えるべきです。すぐできなくっても、昨日、植田議員からありましたようにですね、第3子から、多子世帯からでもやっていくとか、小学校1年生からだけでもやっていくとか、そういういろんな考え方があって思うんです。

昨日、岸田首相がですね、異次元かどうかは知りませんが、取りあえず子育て支援が大事だというのは国も相当言い出しています。それはそうです、今の日本の状況を見れば。だからこそ平群町でも、もっと早くからそのことをやらなければならない。だから、今の答弁を変えるべきです。できないならできないでも、今のような答弁の言い方では駄目だと思いますので、その点、どのように思われているのか答えてください。

それから、国保についてはね、奈良県全部でやるから公平。それやったら、奈良県下39の市町村、自治体、要りません。そうでしょう。全部公平だったら、じゃあほかの福祉の事業、子育ての事業も全部一緒にしたらいいじゃないですか、奈良県が全部決めて。そうじゃないでしょう。何で国保だけ一緒に。ほんで、言っときますけど、来年から県が統一して、国保税を一元化したとしたって、絶対に39市町村の中で今後、均等割、国が今、就学前まで子どもの均等割は半額減免してありますが、ただにすると、出てきますよ。それが自治じゃないですか。

第一、国保会計で賄うんじゃないですよ。一般会計で、その町の子育て支援策として賄うわけですから。どっちにしたって、将来的には国が全部やることになると思いますけども、だからこそ、早め早めに子どもを大事にする町というイメージ、そういうことから、よそがやってないことをやるのが一番大事なんです。だから、よそがやってることはもちろんやると同時に、やってないことが大事なので、もうその公平性というのはやめてください。全然公平じゃないですから。町の施策なんですから、町長の政治姿勢そのものが問われるということなんですから、その点についてどのように考えているのか、もう一度答弁してください。

それからね、調査はもちろんいろいろやってもらって、ニーズ把握というのは非常に大事です。これも何回もやってもらってと思うんですけどね、そのうち、平群町にとって一番何が大事か。いろいろあると思うんです。ほんで、さっきちょっと言いましたが、斑鳩町や三郷町でやってることで、平群町でやってないことっていうのは全部つかんでいきますかね。住民ニーズもそうですけれども、よそとの違いで、よそがやってなくてうちがやっていることもあるかもわからないですけども、その辺、全部つかんでるのかどうか。ちょっとこれはもともとの質問にないので、答えられなかったら、後からでもまた調べて教えていただければいいですけども、それも答えてください。

だから、どっちにしたって、ニーズ調査をして、平群町の今の課題に合わせて何が一番大事か、そのところを考えるべきだと思うんですが、そのことも含めて、これは総合的な話になるので、町長や副町長や教育長に答えてもらったらいと思うんですが、その点、どうですか。

○議長

まち未来推進室参事。

○まち未来推進室参事

御質問にお答えいたします。

これまでの様々な子育て施策の展開をいろいろ平群町として取り組んでいるところがございます。まず、二つの公立こども園、子育て支援センターの設置や長時間の学童保育、また、先進的に取り組んだ高校3年生までの医療費の無償化や、専門職員と地域の民生委員さんによります乳児家庭訪問等、充実を図ってきたところがございます。また、これらの施策につきましては、他市町村の子育て世帯の方々からも、平群町は手厚い子育て支援をしているんだねっていうような意見も聞かれております。また、昨年度、まち未来推進室を設置して、子育て支援について企画立案するなど、いろんな取組を行ってまいってきたところですが、今後も充実した子育て支援等を行っていきたいと考えており

ます。

また、三郷町や斑鳩町との子育て施策について違いがあるのか等の御質問ですけれども、それぞれ各町の施策の違いはありますけれども、平群町の施策としましては、今やれるべき子育て施策に鋭意努力して取り組んでいるところでございますので、施策の違いはありますけれども、各町それぞれ違いがあるということで御理解いただけたらと思っております。

以上です。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

そしたら、私のほうから国保税の考え方ということですか。これまで県の統一ということで、統一的に町としては進めていきたいというところでお答えしておるところで、子どもの国保税ゼロについても、最初の答弁と同様になりますけれども、そういった考えで進めていくということでございます。

○議 長

山口君。

○8 番

ちょっと先国保を言うけど、いや、そんなことを言ってるんじゃないかって、県がやることを全部そのままやりますって、要するに国保行政が都道府県主体になったってということで、これはもう法律で決まっているから、それはそれでいいんです。ただ、その中で、例えば子どもの均等割をゼロにするとかというのはね、これは福祉事業としてやるわけや、当然。そうでしょう。だって、子どもの医療費無料化だって、福祉事業でやってるやんか。別に何も国保の会計でやってるわけじゃない。そうでしょう。じゃあ今度統一化になって、県もやっとなら、今度は高校まで無料化になるのかな、子どもについては、県も含めて。でも、これまでばらばらやったでしょう。ばらばらやったのを、別に都道府県統一化になるからといって、全て子どもたちの医療費の無料化とか、あと母子家庭の無料化とか、そんなのを全部一緒にしてますか。全部県が決めて、一緒にしてますか。これまでよそより高くやってきたところは、県が抑えたら、県に合わせて低くするんですか。しないでしょ、実際は。奈良県だけじゃなくて、全国どこを調べてもらってもいいと思えますけども。

だから、料金を統一化というのは、県が市町村からもらう金を統一するだけであってやね、ほんで、基本としてこれだけにしなさいというだけであって、3月議会でも確認したけども、国保税を決めるのはそれぞれの市町村です。最終的に議会が条例で決めるんでしょう。町が提出したか、議会がしたか、議会

で条例を可決して、成立した金額で行くわけじゃないですか。だから、県が決めたからって、そのとおりやらなあかんというわけじゃないんですよ、法的には。だから、それならなおのこと、均等割なんて別に何もすぐゼロにしなくたって、今、就学前まで半額の子をですよ、小学校6年まで半額にするとかそういう制度、別に町が勝手にやったからって、何も県から文句を言われる筋合いはないじゃないですか。それこそ町の自主的な考えでやれるわけですから、そういう点についてどう考えてるんですかということなんです。今の平群町の少子化率の現状や、子どもがもう本当にこの数年だけでも、さっき言ったように11ポイントから1ポイント近くこの5年で下がってるわけでしょう。斑鳩町なんか全然下がってませんよ。14%台ですよ、ずっと。

だから、そのこのところは何でそうなったかというのを分析しないと、何ぼちょこちょこ、ちょこちょこやったって駄目なんじゃないのと。今の室長の答弁は別に悪いというふうに言っているわけじゃないけども、本当に考えないと、データも全部そういうところを出して、金がないからできへんということでは私は駄目だというふうに思うので、それはもう1回答えて。

さっき言ったように、全体としてどうするのか、町長、考えてますか、子育て支援で。今の平群町の少子化率が低い現状をどう打開しようとしてるのか考えてますか。それを答えてほしい。

これ、教育長にも1回聞きたい。先週の文教厚生委員会で、あなたはですね、40日間のプール整備よりも、多くの方が教育環境や福祉の関係を参考に来られると、要するに平群町に来られる方のことですね。重点としては、教育環境の整備に努めていきたい。どういう整備に努めていくんですか。私が今言った学校給食の無償化もそこには入ってるんですか。それ以外にもあるのなら、ぜひ答えてくださいよ。要するに、あれだけの若いお母ちゃん方がこれから子育てして、平群町に定住してもらわんとあかんお母ちゃん方がですよ、プールを残してほしいと。ウオーターライダーがなくなっただって、プールだけでも残してほしいと。そういう要望に対して、あなた、はっきりと駄目という答弁をずっとしてらるんですよ。

もう一つ言っておきますけど、教育部長が言ったことを教育長って書いたこと、あなた、相当腹を立ててるみたいですけども、教育部長が答えたって、教育長の答弁と一緒にしょう。あなた、違う考えを持ってたんですか。あれを書かれたとき、何か相当、請願者に文句を言ったらしいですけども。私はちょっと筋違いやと思いますよ。教育委員会として答弁してるわけでしょう、教育部長も。それを請願者に、終わってからまだ何か言うんですか。どういうつもりなんですか。それが教育者ですか。後のほうはいいです、今のを先に答えて

ください。その前も答えてよ。

○議長

山口議員、もう一度質問を整理してもらって、後のほうと先のほうとかいうのじゃなしに。山口君。

○8番

一つ目は、だから国保のほうね。それは分かってくれてるね。あとは、だから全体として、子育て、町長はどう考えてるんですかと、この三つ。特にここで言うあれは給食費の無償化が大きいですけど、何もすぐということではない。それと、教育長には、プールよりほかの教育面で充実させることのほうが若い人たちを呼び込めるというような答弁だったわけですから、じゃあ何をするんですか、何を考えてるんですか。それを答えてくださいって、そういうことですよ。

○議長

教育長、子育て支援という質問ですので、そのことに、プールは関係なしにお答えいただけますか。教育長。

○教育長

まず1点目、いわゆる教育環境の整備という御質問なんですけれども、御存じのとおり、平群中学校、今、50年を過ぎました。老朽化が非常に進んでおります。約三、四年かかってそれを整備していきます。北小学校は今、45年を迎えております。中学校の工事が終わると同時に、今度は北小学校が50年に入っていきますので、北小学校の工事に入っていく。南小学校は今、40年を迎えました。北小が終わる頃には、今度は南小学校の工事に入っていく。そういう意味で教育環境の整備に努めていきたい、こういうようなことを申し上げたところでございます。

給食費のこと、本当にこれは、もう今や給食費は時代のトレンドになっているんじゃないかな、このように思っています。このことから、国も非常に力を入れてきた、こういうことがうかがえるんですけれども、今、いろんな自治体で給食費を無償化しているところも若干出てきておりますけれども、いわゆるレッドオーシャンで戦う、そしてそこで勝っていくというのは、財源が非常に豊富な自治体なんですね。ですから、血で血を洗うようなところで、平群町がそこに財政を投入していく。これはいずれ先細りになっていく、私はこのように考えておりますので、国や県の動向を見ていきたいというふうに思っています。

いろいろなことを考えていくのが行政ではないかというふうな御指摘もあるんですけれども、いわゆる全体のパイは決まっておりますので、新規の事業を

始めるのは何かの事業をやめていく、こういうようなことにつながっていくと、このように考えております。ですから、今、給食費につきましては非常に有効なものというのは理解しておりますけれども、先頭を走っていくのが非常に難しいなど、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、私のほうから、国保税に関することです。先ほども答弁いたしました、これ、平成29年頃からも一定協議を進めてきております。県下統一の中で、一定これまでの流れとしては、首長の総意の下に進んできておるといふところ、したがって、先ほども答弁いたしましたけれども、独自で減免していく、軽減していくというようなどころは出てこないと現時点では考えております。

○議長

まち未来推進室参事。

○まち未来推進室参事

子育て施策の取組についてなんですけれども、いろいろ先進事例等も調べさせてもらったりして、千葉県、流山市という子育てで成功した市があるんです。そこで学んだことなんですけれども、いろいろな子育て施策にはそれぞれ取り組んではいるんですけれども、先ほども申しましたように、一番大事なことはプロモーション、実際に自分たちの町で取り組んでいることをどのように住民に周知するかということが非常に大事であると。成功の鍵は、いろいろな施策に取り組むということは非常に大事なことでありますけれども、それ以上に周知を図るといふ、住民にどういった形でまちづくりの声を届けるのかということが非常に大事であるということは何度も言われておりました。

平群町におきましては、まち未来推進室ができて、これまでにない取組にも取り組んでおります。例えば、先ほども申しましたが、町内の大型商業施設、イオンビッグさんなんですけれども、そちらに大型の展示をする、平群町のプロモーションコーナーを、協力していただいて、設置させていただきました。そこには平群ブランドポスターや、町の情報発信という形でまち未来推進室、平群町で取り組んでいる結婚新生活のポスターや案内、いろいろ、雑誌に掲載したような平群町で取り組んでいる子育て施策をPRする記事等を掲載させていただいています。そしたら、時々見に行くんですけれども、立ち止まって読んでいただいて、私たちが平群町の職員だと気づくと、こんなことをやっ

ているんだねというような、他市町のお客様に声をかけられたりすることもありました。

先ほどと同じような答弁にはなりませんけれども、各町それぞれ、できる範囲で、できる限りの子育て支援策に取り組んでいることと思います。平群町におきましても、特別違いがあるわけではございません。今できる限りの子育て支援施策に取り組んで、今後もいろんな先進事例等も模索もするんですけれども、平群町らしい子育て施策で、平群町に子育て世代の方がたくさん来ていただけるような施策の企画立案を行い、取り組んでいきたいと思っていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

山口君。

○ 8 番

言っていることは分かるのよ。プロモーションをしようと思ったら、プロモーションするもとがないと駄目でしょう。そのもとは、平群町、もちろんないわけじゃないから、あるやつでやっているというのはいいんです。もう今日、答弁はいいですけれども、調べておいてください。じゃあ斑鳩町、三郷町の子育て施策、教育施策、要するに子育て支援全体について、平群町はこれだけこういうのを全部やっています。斑鳩町、三郷町はこういうのをやっています。全部比べて、資料を出してください。それには、それに係る経費、ある程度分かればですね、予算が分かれば、そういうのも全部調べて、別に急ぎませんから、全部出してください。プロモーションをするのはええけど、するもとがなかったら何もできませんからね。

学童保育でもそうなんです。何で私は学童保育を例に出したかという、二十数年から30年ぐらい前だったら、学童保育が一番子育て支援の売りやったんです、保育所と学童保育が。何でかといったら、若いお母さん方も働かざるを得ない状況になって、共働きが増えて、その中で一番必要やったからです。平群町はそれをやったんです。だから子どもが増えたんです。私の子どもたちと一緒に子育てしてた人の親なんかで、PTAなんかと一緒にやったときの人に聞くと、来た人はほとんどそのことを言います。特に学童保育が、平群町は公設公営で無料でしたから、それが一番売りだった。だから、よそにないものがないと、やっぱりある意味、駄目なんです。だから、それを全部調べて、違いを出してください。まず、それはそれでいいです。

それと国保。よそは絶対しません、よう言うたね。町長が替われれば、いや違う、やるところは出てきませんと言ったけど、そんなことは絶対ないって。す

ぐにはもちろんないでしょうけども、今の知事、前の知事ほど強権的にやるのかどうかは知りませんが、また奈良モデル、そのまま引き継ぐのかどうか知りませんからね。どうなるか分かりませんが、私はちょっと違うと思いますよ、その見解は。どっちにしたって、これは言い続けますから、今すぐしないのは分かっていますから、もうこれ以上言いません。

それから教育長、悪循環になってると思いませんか。もちろん校舎は古くなって、ハード面のお金もかかるのは分かります。じゃあ呼び込むのにそのハード面だけ、学校を修繕したら子どもが来るんですか。中身の問題もあるでしょう。中身の問題も何も言わなかったじゃないですか。そうでしょう。もちろん教育内容、細かく見ていけば、よそより進んだやつもいっぱいあると思います。じゃあそれもプロモーションしてもらってくださいね。教育のほうはプロモーションしているのかどうか知りませんから。

だから、どっちにしたって、あなたがこの前言ったのは、全く具体的に、じゃあこのようにして、プールがなかったって平群町の魅力はこれだけ教育面ではあるんですなんて、一言も言ってないじゃないですか。今も言えなかったじゃないですか。あなたが言ったように、この5年で100人ですか、200人ですか、児童が減ったんでしょう。その責任、誰にあるんですか。何で減ったんですか。減らないようにどうするかというのを一生懸命、前町長の時代からやってるわけでしょう、財政がなくなったって。それをいとも簡単に、200人減っていますから、プールはもっと減りますよって。そうしないために子育て支援や教育があるわけじゃないですか。そのことには全く責任を痛感もせず、人ごとみたいに言うておいて、減ってんねんからしゃあないみたいな言い方。そんな行政、ありますか。それは人口が減るから、減るのはある意味、全部あなたたち行政の責任ではないですけども、それをできるだけどう食い止めるかという話をしないとあかんのに、そのような言い方をするというのは、私はちょっとどうかしているというふうに思いますので。

こればかり言っていると、また議長に怒られてもいけませんので、これで終わりますけど、ちょっとその辺、もう1回考えてくださいね。ほんで宿題として、今、私が言ったことはやっていただけですか。ほんで、こっちはもう。教育委員会のほうもよそと違う点。子育て、教育やから、小中学校の教育でよそより優れてるとか、よそはやってるけど平群町はやってないとか、1回そんなんを全部出してくださいよ。それで1回、議員も含めてみんなです、ほんまに平群町の少子化をどうするかというのを考えるような場を持ったほうがええと思うんです。だから、そういう意味から、その二つをやっていただけかどうかだけ答弁してください。

○議 長

総務部長。

○総務部長

近隣、斑鳩町、三郷町ということで、子育て支援については各課に分かれていますけども、一定把握はしていると思います。まとめたものは今ないので、1回また、どこまでまとめれるか分かりませんが、ちょっとまとめてお示しさせていただきたいと思います。

○議 長

教育部長。

○教育部長

教育についての他町との比較ということで、その辺の中身についても確認したいと思います。

○議 長

山口君。

○8 番

相当強い口調で言いましたけどね、本当に平群町にとって今一番大事なのはそこなので、そこを変えないと、本当に人口、じり貧ですよ。1万8,300人。この前まで、ちょっと僕、どこかで何か書くとき、1万8,600人とか700人と書いてたのが、選挙をやって、有権者の数を見たらもうびっくりしますからね。18歳までになってるのにどんどん、1万5,500人ぐらいになっているでしょう。本当にね、斑鳩町や三郷町に比べても相当開きが出てきていますから、ぜひこの二つはね、これから大事になるので、もちろん財政の問題もあるから何もすぐ全部やれというふうには言いませんけども、本当に真剣に考えてほしい。そういうふうにありますので、この二つは全部。

今日は町長、一言も答えられなかったですけども、しっかりその辺はね、町長が最終判断するわけですから、しっかり考えていただきたいということをお願いして、2問目はこれで結構です。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、山口議員の大きな3項目め、土砂災害警戒区域に立地する学校の防災対策についてお答えをします。

1点目の該当する小学校、こども園はどこかのお尋ねですが、浸水想定区域では、平群小学校とゆめさとこども園が該当しております。土砂災害警戒区域では、平群北小学校が該当しております。

2点目の該当する学校等に対するソフト面、ハード面の対策状況についてですが、まず、浸水想定区域に関してですが、ソフト面の対策では、施設ごとに洪水時の避難確保計画を策定しております。その内容は、気象庁発表の洪水予報等を基に発表される避難勧告、避難指示等に従い、指定場所、平群小学校では総合文化センター、ゆめさとこども園では平群南小学校へ避難するといったものでございます。昨年度には、ゆめさとこども園で実際に園児が南小学校への徒歩で避難する訓練を行っております。

次に、ハード面の対策ですが、一級河川の竜田川が対象となるため、奈良県の担当課へ確認したところ、竜田川の平群町区域内に関しては河川改修が実施されており、引き続き適時適切な維持管理、補修を行い対策していくという考えであり、県内の他地域で行っているような洪水調整池の設置といった大規模な対策措置の計画は現時点ではないというふうな回答を頂いております。

次に、土砂災害警戒区域に関してですが、ハード面としては、北小学校の付近において、平成30年度までに奈良県の急傾斜地崩壊対策事業において、擁壁等の設置により対策措置が講じられています。念のため奈良県担当課へ確認したところ、当該箇所は既に対策済みの箇所であり、現時点でさらなるハード面の対策計画はないという回答を頂いております。

あと、ソフト面の対策ということですが、平素より風水害、地震、火災等の様々な危機事態を想定した危機管理対応マニュアルを策定し、そのマニュアルに沿った避難訓練を毎年度実施しています。

なお、既に学校に対してはハード面の対策が講じられていますが、土砂災害警戒区域内にあることから、危機管理対応マニュアルや避難訓練などにおいて、土砂災害を想定した対応措置を加味した内容にするようにというふうな指示を行っております。

引き続き学校、教育委員会、県等の関係機関とも連携し、防災対策の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

洪水については平群小学校とゆめさとこども園ということですが、竜田川の改修が進んでいて大丈夫と言うんですけど、これね、奈良県がまとめた資料によると、平群町、洪水対策についてはですね、ハード面、対策したことになっていないけどね。県がまとめた浸水想定地域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査、奈良県市町村別取りまとめってこういうのが出てるんで

すけどね。それには、県がそう言っているのに、県が調べた調査で、平群町の浸水想定区域への状況ではですね、ソフト面は、避難訓練等の実施状況はやってるということになってるんですけど、防災教育もやってるということになってるんですけど、ハード面は何もやってないって、こうなってるんですよ。ちょっとこれ、どういうことか、資料を取り寄せて県のほうに確認してください。

それから、土砂災害警戒区域への該当状況。これ、北小学校で、もちろん四、五年かかって、東側の崖地については、町が1割負担で、県事業としてやられまして、もう終わってますから、多分大丈夫だと思うんですが、これについては、ハード面が終わってるかどうかのチェックの項目もないから分からないんですけどもね。実際に、既にそういうことをちゃんとやっているということなので。

あと、南小学校というのは、もう全く問題ないんですか。崖ではないですけど、一時、昔、1982年の水害のときに、竜田川ネオポリスで死者が出る大災害、崖崩れ、あれは清掃センターへ行く町道の下が崩れてということでしたけど、南小学校はそういうのはもう全く関係ないのかな。

いつとき、活断層、あそこは松尾撓曲というんですけど、松尾撓曲が南小学校から菊美台にかけて走ってるんですよ。私、昔、奈良民報の編集長をやっていたときに、奈良教育大学の西田先生という人が地質学の専門家で、その人に奈良民報で、ちょうど阪神大震災があった前、もっと前か。もっと前でしたけども、地震についてずっと連載をしてたときに、奈良県の中の活断層を地図に落としてやってもらったときに、平群町にもあるんだと、それが松尾撓曲で。今思い出しましたけど、南小学校を廃止するという話があったときに、南小学校廃止にそれまで選挙で反対していたのに、議会で賛成した人が、あそこは活断層があって危ないから、そんなん廃止せなあかんみたいな、残すのは危ないというようなことを言ってたんですけどね。

これは地震の話と今ちょっと違うんですけど、どっちにしても、南小学校は崖崩れとかそんなのは大丈夫なんだろうかな。それと、さっき言った、県に確認するのはオーケーかどうか、その2点。

○議長

教育部長。

○教育部長

南小学校のほうは、今確認する中では、そういった災害の対象にはなっていないということでございます。

今言われました竜田川のハード面の対策については、県のほうにも確認させ

ていただきます。

○議 長

山口君。

○8 番

活断層については質問してないのでいいですけど、今思い出して気になったから言いましたけど、ぜひそれは聞いて、できるだけですね、やっぱり子どもたちが学校生活しているときに災害が起こると、本当に大きな被害になりますので、そこはしっかり。それで言うなら、さっき教育長が言っていた古くなった校舎の安全対策は、それはもちろん大事になってきますので、そこもしっかりやっていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

午前10時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時18分)

再 開 (午前10時35分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号9番、議席番号6番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○6 番

稲月です。先般、3点にわたって通告をさせていただいております。御答弁のほうよろしくお願いを申し上げます。

それでは、大きく1点目、平和と青年のプライバシーを守るために。

自衛隊は志願者が減少し、除隊者が増えています。定員割れが常態化している、こんな中、自衛官の募集事務を強めております。そのために、地方自治体に対して住民基本台帳の満18歳、高校3年生、そして22歳、大学4年生の姓名、住所、生年月日、性別、この4情報の抽出名簿の閲覧、また提出などを求めてまいっております。平群町では、閲覧をさせるにとどめております。自衛隊は、この名簿を基に、青年たちに自衛官募集のためのダイレクトメール等を送っております。全国的には家庭訪問まで実施をしている事例も見られます。

そこでまず、自衛官応募が少なくなっているのは、2015年の安保健法以来、自衛隊の任務が拡大をされ、戦闘人材となることを望まないという選択をしている住民が多くおられます。また、自衛隊内のいじめやセクハラ横行、暴力的な人権侵害なども大きな原因となっていると思われまます。

このような中で、住民基本台帳法11条や自衛隊法97条、また120条に基づく下であっても、住民の大切な個人情報を提供し、青年を戦闘人材として応募させるために協力することは、断じて認めることはできません。過去の戦時には、平群村役場でも兵事係が戸籍を確認して、二十歳になる青年を抽出し、壮丁名簿なるものを軍に提出をし、召集に当たっては、赤紙の配達も役場の兵事係が担っておりました。このようなことは二度と繰り返さないというのが自治体職員の皆さんの願いではないでしょうか。

そこで1点目、自衛隊に青年の個人情報（住民基本台帳の自衛隊による適齢者抽出名簿）、これを閲覧させることを中止すること。

2点、当面、自衛隊が申請をする住民基本台帳の抽出名簿から除外を希望する本人及び保護者による除外申請を受け付ける、こういった制度を実施するよう求めます。

大きく2点目、若葉台太陽光発電所の雨水排水について。

山林が調整をしていた降雨を、開発後に河川への放流を調整するための施設が調整池というものです。雨量、貯留された雨水を容量に応じてオリフィス、流体制御弁、この下から流れ出てまいります。制御されているはずの放流水が、時間雨量20ミリ以上降ると、のり面に設置をされた水路25センチ幅から漏れ出て、水路幅の約3倍から4倍に広がり、まるで滝状になって流れ落ち、歩道上に大きく跳ね上がっています。また、放流された雨水はローズタウン若葉台、そして若葉台の雨水管に流れてまいります。若葉台のほうに流れ落ちてきた水は、雨水管に入り切れずに道路にあふれております。

当該発電所管理業者にこの状況を、先日の2日の大雨のときにも、その以前にも、この2月頃にも説明をし、改善を求めると、設置業者が県の指導の下に造っており、問題はないとの返事をしております。しかし、いかに基準をクリアし、法令遵守をしても、度々このような問題が起こっていることは事実であります。住民生活を守るため、行政として、業者に原因の解明をさせ、改善をさせることを求めます。

大きく三つ目、町有地の管理・監督について。

町は現行、町有地を住民が無許可で耕作、形状変更等は禁じております。掲示看板なども出しておられます。しかしながら、若葉台住宅団地の東側の大規模なのり面に階段を設置したり、ブロックを多量持ち込んだり、形状の変更が

見受けられます。これはこののり面崩壊の原因にもなるのではないかと懸念もあります。

一つ、住民が無許可でこのような行為に及ぶことを容認すべきではないと考えますが、御見解を伺います。

2、適切な管理・監督をするのは行政の責任と考えますが、具体的な対策について伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、稲月議員、大きな1項目めの平和と青年のプライバシーを守るための御質問にお答えします。

まず、小さい1点目の、自衛隊に青年の個人情報を見せられることを中止することについてですが、本町においては、住民基本台帳法第11条または11条の2に基づく閲覧として行っており、その請求内容が適法であるかを精査した上で、適法でないものは拒否し、適法であるものについては閲覧名簿を作成し、閲覧の用に供しております。適法なものについては閲覧してもらうということになります。

次に、小さい2点目の当面、自衛隊が申請する住民基本台帳の抽出名簿から除外を希望する本人及び保護者による除外申請を受け付ける制度を実施するよう求めることについてであります。閲覧名簿の作成に当たっては、請求された条件に該当する者を抽出しており、特定個人について除外することは想定しておりません。住民基本台帳法上のみで取り扱う場合は除外することはできないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

稲月君。

○6 番

お答えを頂いたんですが、まず小さい1点目についてですが、法に基づいて、適法であるものについては抽出名簿を提供をしていると、それに基づいて、自衛隊はそれを書き写して持って帰りはるということですよ。そうおっしゃるやろうと思いますし、それしか言うことないのかなとは思いますが、その前段に私が記載をさせていただいている中身ですね、この辺のことも含めて、どのように思っておられるのかも私はぜひ伺いたいなとも思いますし、適法である。

それとですね、住民基本台帳法11条ですか、その中にですね、国や地方公共団体が法令で定める事務を行う場合、それと統計調査とか世論調査、学術研究、その他の調査研究のうち公益性が高いと認められる活動に限って閲覧をさせるという、そういうことが明記されてると思うんですけどね、私はその公益性というところ辺で言えば、どんな公益性があるのかというふうに、この点については思っています。その点で、これはやめるべきものやし、希望しない青年、今、その状況から言えば、自衛隊の体質というのか性質が、以前は災害対応に必要な人材である、それは当然やと思うんですよ。公務員としてそうあるべきやと思いますし、そういう訓練も一定されている中でのそういった災害対策については率先してやってもらわなあかんという人材やというふうに思っています。以前は、特に震災の後なんかね、青年たちは自衛隊の活躍ぶりをやっぱり映像で見るとなり、そういった報道を知って、やっぱり自分もそういう仕事をやりたいということで、希望を持って、また非常にプライドを持って応募をたくさんの方がされてたという現状もありますよね。

しかし、今、そのことが変わっていったという現状があるのは御存じやと思うんですけどもね。いろいろ戦闘地域に行かされるかもしれないというような状況の中で、海外任務が主要な任務になってきているという中でね、非常に危険な任務を負わされるっていう、そういう心配の下で応募したくないという子どもさんたち、青年たちの気持ちは大きいと思いますし、子どもさんをお持ちの親御さんたちはなお一層心配をされて、そういうものに触れさせたくないという思いが大きいわけですね、そんなわけで1点目に、そのこと自体をやめてほしいというのが私の今回の一般質問の趣旨であります。

他の市町村ですね、奈良県でもかなり名簿そのものの提出を求められて、そのものを提出しているという自治体が、この間、非常に増えてきているというのも現状、あるようです。これも私たち、平和団体の下での調査の中でも明らかになっていて、その中でね、平群町は、今もまだ閲覧だけにとどめてはるということについては、私は評価をさせていただきます。頑張っていたら、そこでとどめてもらっているということはあるがたい話やというふうには思うんですが、しかし、名簿を提出していないにしても、ウェブと同じものを閲覧してもらっているわけですね、向こうに一旦提供してるわけで、それを見て写しはるわけですからね、同じことのようなことを現実としてはあるわけですからね。そのもの自身を本来的にはやめてもらいたいというふうに思うということで、1点目はあります。ということで、私の前段に書いている今の国の動きとかの中でね、この1点目については、もう一度そこを読んでいただいて、どう考えるかというのをもう一度言っていただきたいと思います。

2点目の除外申請の件ですが、今現在、確かに除外申請を受け付けておられる自治体については、抽出名簿を閲覧させるのではなくて、抽出した名簿そのものを自衛隊に提供されてる。その名簿を向こうに差し上げてるといふ、そういう実態のある自治体ですね。奈良市とか郡山市、それから葛城市ですかね。そういった辺りの自治体においては、それを導入するに当たって、除外申請があった場合は受け付けるというね、そういった制度を設けられたということを知っています。だから、うちはそれをやってないんだから、その除外申請はするということにはならないというふうな御答弁であったと思うんですけども、その除外申請についても、この事業をやっておられるその根本のところでは、自衛隊法にも基づいてやっておられるわけですからね、そこに依拠しながら、当面ですね、それが全てやというふうには思っておりません。除外申請があった場合、その本人、それから保護者の皆さんの意向を受けて、申請を受け付けられるような制度をぜひとも持っていたいただきたいと思います。もう一度伺います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、改めて再質問にお答えさせていただきます。

まず、自衛隊に対する閲覧です。こちらのほうは、住民基本台帳法第11条で、国の機関ということで閲覧に供しているというところなんです。前段の公益性云々というような話ではなくて、あくまでも11条に基づいた国の機関に対する閲覧に供していると、閲覧請求に基づく閲覧であるというところなんです。

続いて、小さな2点目の除外規定の話です。こちらのほうについては、稲月議員もおっしゃってるように、資料提供としては実施しておりません、現時点では。閲覧のみです。したがって、閲覧については除外というようなことはないので、除外規定、除外していくというような考え方はありません。

以上です。

○議長

稲月君。

○6番

今お聞きをしたわけですが、さっきの御答弁とは変わらないという中身ですよ。除外規定というのは、閲覧については一切ないというふうにおっしゃっていただいているわけですが、これ、私もいろいろ調べてるわけですが、このような要望、閲覧についても除外規定をつくれという自治体に対する要望も、ほかの自治体でも出ています。これは絶対できへんものでは私

はないというふうに思います。親御さんたちのお気持ち、プライバシーを守れ、個人情報を守れというね、これ、今一番大きな問題ですよ、国を挙げての。いろいろね、これだけじゃなくって、マイナンバーのことも含めてね、個人情報の問題、大変大きな、デリケートな問題やというふうに思うのでね。特にこういった、戦闘人材が足りないから、こういった自治体に要請をして、そこで名簿、そういった情報を得て募集するというね。ほかの国の機関でね、職員が足りないからというてね、こんな自治体に対して名簿を提出させて、それでダイレクトメールを送って人材募集なんかしてる、そんなケースは全くないですよ。自衛隊だけですよ。それってやっぱり異常な事態やというふうに私は思います。

それは戦前の、ここにも書いておりますように、自治体職員に対してね、昔はやったわけですよ。戸籍に基づいてね、赤紙を配るための資料を自治体職員が用意をして、それをまた配って、そしてあの戦争を遂行してきたわけでしょう。そんな一員になったらあかん。非常にそのことが私の脳裏をよぎるわけですよ。やっぱりそれと同じようなことを今、やってるわけね、そういうようなことをやめてほしいというのが私のこの質問の趣旨であります。

なかなか前進、歩み寄ることは今のところできないという状況でもありますので、今後やっぱり考えてもらわなあかんし、真剣にやっていただかなあかんというふうに思います。プライバシー、特に青年たち、18歳、22歳という一番大事な時期にあるこういう青年たちに、そういったプライバシーの侵害をしてはならないということで私は言い続けたいと思いますし、そのことを考え続けていただきたいと思うし、もうこの要望についてはぜひ実施をする方向でね、さらに考えていただきたいというふうに思います。

もうこれ以上言ってもなかなか前へ進みませんので、今回はこれで終わらせていただきますけれども、重々ここに書いております中身については考えていただくようお願いをして、1点目はこれで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

続いて、稲月議員御質問の2項目め、若葉台太陽光発電所の雨水排水についてお答えいたします。

事業地内の雨水については、議員お述べのとおり、一旦調整池に貯水され、東側の道路側溝へ放流後に、雨水管へと排水されています。

先日、6月2日金曜日の豪雨時に、事業地内から道路側溝へつながる最終ますが水を飲み切れずにあふれ、石積み擁壁を伝って道路に流れ込んでいること

を確認しております。この件につきましては、6月8日木曜日に事業者に対しまして原因究明と改善要望を行っております。そして、翌日6月9日金曜日には現地確認を行うとの返答、そして昨日、13日火曜日ですが、夕方にですね、事業者のほうから、調整池から最終的に東側の道路側溝に放流される会所で、放流による勢いで跳ね返った水が縞鋼板の蓋の隙間からあふれ出していると、その状況について対応したとの報告を受けております。写真添付の上の報告を受けております。

また、道路側溝の会所ますにおいても、雨水が車道にあふれている状況を確認しておりますので、この部分については、平群町において会所ますの許容能力などを含め、構造上問題ないかを検証した上で改善してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

稲月議員。

○6番

ありがとうございます。この件についてなんですが、ローズタウンの上にありますこの太陽光発電所が発電をする前、この工事がね、もう長いことかかったわけですね。6年ほどかかっているんですけども、この間、その工事中なんかも含めてね、雨水が若葉台の下水の雨水ますのほうに流されるということがあったのでね、そういうふうにしようとしていることを聞きまして、やっぱりそれが全部飲み込めるのか、雨水管に放水を全てして本当に大丈夫なんですかという質問をね、ちょっと細かいことは覚えてませんが、そういう中身のことを私はその当時、上下水道課のほうにも質問させていただいたというふうに記憶をしてるわけですけどもね。そのときには十分です、大丈夫ですというね、県の指導に基づいてやられているから大丈夫やというふうにおっしゃったというふうには思うんですけどもね、そういうことを町も認識を、うまくいくんやという認識をされての御答弁やったというふうに思うんですけどね。

そんなことがありまして、しかし、多量の雨が降った場合、それも知れてますよね。6月2日で、1時間雨量、最大雨量で27ミリだったと記憶してます。1日でも120ミリぐらいでしたかね。そういうことでこういうふうになっているわけで、その前、昨年8月の初め、このときはいつきの雨、1時間雨量35ミリぐらい降ったときがあるんです。そのときもひどかったんですよ。もっと今回よりひどかったわけですね。そういうことが度々起こっているわけです。私の知らない間にもきっとあったというふうに思うんですけどもね。

そんなことが度々現象として起こってきてるということで言えばね、やっぱりもともとのところ、認可をされたのは県ですけどもね、それに応じてやられている、その指導の下に、雨水管のほうに流してもいいよという承認は町のほうがされてるんですけどもね、そのようなことをやってる中で、基準をクリアしてやってる中でこのようなことが度々起こって、住民は迷惑をしてるんやと。

これ、まだ今のところそんなに大した雨じゃないから大丈夫ですけど、これが1時間50ミリとかね、この間、70ミリとか100ミリに近いような雨も全国的には降ってるわけでね、このようになったときには本当に道路が冠水をして通れなくなるのはもちろん、大変な事態になっていくんやろうと思うんですけどね。こんなことが起こってきてるという事実に対して、どのように考えてはるかということをお伺いしたいんですけど。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいまの御質問でございます。

確かに議員がおっしゃるように、先日6月2日も含めてですね、1年に何回かは時間雨量が20ミリ、30ミリというような非常に大きな雨も降っております。6月2日におきましてもですね、時間雨量が相当ありまして、6月2日から3日にかけて、累計で151ミリの雨が降ったと記憶しております。ただですね、1時間に20ミリ、30ミリの雨といたしてもですね、その降った雨は一旦調整池にたまると。で、オリフィスから放流されると。そこで洪水を調整してるということですので、数十ミリの雨が降ったからといって、その水が直ちに道路のほうに流れてくると、そういうわけでもございません。

この開発につきましては、令和4年7月28日付でですね、奈良県知事より宅造に関する工事の検査済証も受けております。奈良県のほうが検査をしたということで聞いております。

この現場はですね、私も6月8日に現地を改めて確認させていただきました。どのようにして水があふれたのかと、そのような状況をちょっと改めて申しますとですね、あふれた会所ますの構造とですね、その水がどのように流れたのかということを確認させてもらったところ、現場の石積み擁壁に縦の側溝というのがあるんですけども、その側溝の水というのは、一旦道路の街渠ますというところに落ちてですね、そのますから直接町道に埋設されている雨水管に流れる構造になっております。そのますでも飲み切れなかった水が、路面水と合わせて道路のL型側溝を伝って、約30メートル北側の街渠ますに流れている

と、そういうような構造になってます。

そういうことも確認した上で、先ほどの答弁のとおりですね、事業者に対しては改善要望を求めですね、一定の対応もしておりますし、検証の上ですね、平群町が改善すべきところは改善すると申し上げたところでございます。

○議 長

稲月君。

○6 番

状況については私も理解をしてるつもりですし、町の責任で造ったわけでも何でもないし、運営も町がやってるわけじゃないので、事業者の責任というのはね、もうそれははっきりしているわけです。

オリフィス、穴が空いてるんですよ。調整池のところに円い穴が空いてて、そこから雨量に応じて、調整をして排出をするというのがこの調整池の仕組みやというふうに思います。オリフィスの意味というのは、調整弁という意味だと思います。調べたんですけどもね。調整してるはずの水がなぜあふれるのかというのが、私にしては非常に、そんなんやったら要らんやないのって思うんですけどね。その辺で、やっぱりその役割が果たせてないという事実、そこについてはもっとね、業者のほうも対応をしたというふうに今報告がされています。次の雨でどうなるかというのが心配なんですけれどもね、うまくいけばいいですし、ちゃんと調整をしてくれればいいんですけれども、その原因のところなんかをさらにまた業者に対して指導・監督していただきたいというふうには思っております。

この件については、一定業者に即話をしてもらい、業者も現場にやって来て検査をし、是正をするという方向でね、したということかな。一定調整をしたということなのでね、一応これでこの件について終わりますけれども、今後、再々注意をしていただきたい件であります。

あと、内水氾濫の問題なんかは今ね、すごく言われてますしね、やっぱりその辺の下水、雨水に流れていく水の量とかね、今後さらに線状降水帯など、非常に危険な状況が起こってくる中でね、もっといろいろ深く住民の生活、それから財産を守るために、そこを基本にしながら頑張って仕事をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。この件については、もうこれで結構です。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続いて、議員御質問の3項目め、町有地の管理・監督についてお答えいたし

ます。

まず、これまでの経緯ですけれども、本年3月20日に議員が来庁されまして、若葉台の緑地で無断で工作している人物がいるとの連絡を受け、現地において町有地の草刈りや樹木の剪定が乱雑に行われ、コンクリート製ブロックなどの資材が置かれたり、のり面に花壇を造ったりしている状況を確認しております。御近所の方からは、高齢の男性がたまに来て作業しているとの説明を受けております。

その後、4月に2回行った現地確認時は行為者は不在、5月の現地確認時には、行為者が鎌で草刈りの作業中でした。町有地で無断で行為を行うことについての口頭注意と是正指導を行いました。本人の言い分によれば、「以前にも役場の職員が来たが、何も言わなかったので了解を得たという認識である。町有地であることは知っているし、町の代わりに管理しているだけだ」との主張を繰り返すものでした。

そこで、1点目の無許可でこのような行為を容認すべきではないとの御質問ですけれども、当該町有地は公有財産でもあり、個人が無断で使用・形状変更することは容認できるものではございません。

2点目の適切な管理・監督をするのは行政の責任と考えるが、具体的な対策についてはです。その行為がのり面形成や景観形成に支障がある場合には、行政指導により原状復旧や工作物の撤去を求めてまいります。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○6 番

ありがとうございます。このような、いろんな行為というのが町内には各地であるのかなど。先ほどの山本議員の一般質問の中でも、公有地の同じような管理の問題で質問がありましたけれども、基本的にはやっぱりやったらあかんということでね、容認できるものではないんやということで、法的にそれは許されるものではないということの確認というのはよろしいですよ。

当該地にね、この場所に立入禁止という看板がね、公有地のところにあちこちにつけてあるんです。ただね、形状を変えるとかね、無断で工作をしたらあかんとか、そのような、何項目かはっきり覚えてませんけど書いてあってね、その一番下に「監理課」やったかな。何か、今現在存在しない行政の中の課の名前が書いてあるわけですね。そういうね、いうたら存在しない責任者の名前のプレート、これを高々とあっちにもこっちにも掲げてるわけなんですけれどもね、それって意味ないし、こういうのがあると余計ややこしいというふうに私は思

いますよね。その掲げてあるところに入ってはるわけですけどね。ということで、一つはちょっと指摘させていただきたいなというふうに思います。

この場所ですけれども、のり面なんですよ。傾斜が何度あるかは、ちょっと私もそこまで調べてないんですけどもね、こういうところで何をされてるかといったら、階段をつけてはるんですよ。階段をつけるためには、土を当然掘らなあかんし、掘ってそこへ何かブロックのようなものを埋めて、結構な階段がついてるわけです。しょっちゅうそういった行為をされてるということで、手作りのブロックみたいな、コンクリートをどうも型にはめて作らったというようなこと、証言も聞いております。そんなものをたくさん持ち込んで、形状をどんどん変えてはるというね、こういう現状。非常に私は危ないのではないか、危険性があるというふうに、それは私の素人の考えですけどもね。のり面にそんなことをして、大きな地震が起こった場合、それから大雨が降った場合、今もいろいろ問題になってますけれども、何が起こるか分からへん。非常に住民としては、上の人たちは心配もするわけですよ、その点についても。だから、その点では、そういうことがあるならばやめさせていくと。

具体的などころでおっしゃいましたけども、その行為がのり面形成や景観形成に支障がある場合は行政指導をすると、撤去も求めてまいりますというふうにおっしゃってるわけですけども、そのようなことが本当はないのかどうかというね、やっぱり専門家の意見なんかも私は聞いていただいて、やめてもらうならやめてもらう。ということでね、そんなことも含めてね、きちんと対応してほしいというふうに思います。原状の回復を求めることもね、やっぱりなぜこういうことをしたらあかんのかということ、もっとはっきり厳しく言っていただく。こんなん、その人の勢いが結構激しかったからかもしれませんけれども、引いてきてはったような感じですけども、やっぱりちゃんとした対応、法的な措置を取るということで対応していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

まず最初に、先ほど存在しない課のプレートがあると、現場には「町有地につき使用禁止、平群町監理課」と書いておりますので、その件については改善してまいりたいと思います。

それと、質問はですね、公有財産の無許可の使用・占拠などの違法行為への対応ということですけども、これは他の議員の質問でもありましたようにですね、ほかの自治体の対応も調査しながら進めていくということでございます。

基本的にはですね、行政指導によりまして原状回復や工作物の撤去を求めていくんですけども、ほかの自治体の事例も調査しながら対応を進めると、そういうことでございます。

○議長

稲月君。

○6番

よそがどうしてるのかこうしてるのかという問題ではないと思います。やっぱりそういった公有地に対して侵入をし、そして形状を変えていくというような行為、不法ですよ。こういう行為がされているという事実があるわけですから、その辺についてはもうちょっときちんとした対応を取ってもらい、原状回復をしてもらうというようなことも含めてしていただきたいというふうに思います。

いろいろと、これまでほんまにちょっとしたね、猫の額ぐらいの町有地に畑を造ってはった方たち、若葉台でもたくさんあるわけですね、あっちこっちに。そういうのも全て強制撤去されたというときもあったわけですよ。そういうときに強制的に撤去された人たちのお気持ち、「何や不公平やないの」って、こうなりますよね。やっぱり公平な行政のお仕事をしていただきたい。誰が誰に対しても対応を等しくしていく。その中身が合法的であるならば、それをきちんと対応したらいいと思うんですよ。だからその辺の、まずその人とお話もしっかりしていただいて、原状復旧していただくように、危険のないように私は対応していただくことをしっかり求めますけど、どうですか。もう1回だけ。

○議長

事業部長、端的にお願いします。

○事業部長

行為者に対してはですね、引き続き行政指導を行ってまいります。

○議長

稲月君。

○6番

そのようにお願いをしたいと思います。

それでは、この件については結構ですし、私の三つの質問について、一般質問はこれで終わらせていただきます。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

午前11時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 （午前 11 時 18 分）

再 開 （午前 11 時 25 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 10 番、議席番号 1 番、関君の質問を許可いたします。関君。

○ 1 番

議席番号 1 番、関順子でございます。初めに、4 月 23 日の平群町議会議員選挙におきまして、皆様の温かい御支援を頂き、初当選をさせていただき、今回初めての一般質問でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております 2 項目について質問をさせていただきます。

まず 1 項目めは、認知症対策の推進について質問をいたします。

我が国では、2025 年には 65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症になり、大半が 85 歳以上の高齢者で、さらに独り暮らしの割合が増えていくと見込まれております。認知症の人が尊厳を保持しつつ、安心してこの住み慣れた平群町で暮らし続けていかれるためにも、これから先は、地域で認知症の人を町ぐるみで見守ることが大切だと思います。

そこで重要なのが共生社会の実現であり、認知症フレンドリー社会と言うそうでございます。そのためには、私たち一人一人が認知症を正しく理解することが最も大切であり、本町でも認知症相談会や認知症サポーター講座、認知症講演会、認知症オレンジカフェ等様々に取り組まれておられますが、その中で 3 点お尋ねをいたします。

一つ目は、本町の認知症の方々の現状と課題について。現在何名おられ、どのように対応、対策をされていますか。お伺いをいたします。

二つ目は、認知症となったときの相談窓口は、大変大きな役割を果たします。平群町の認知症相談窓口は地域包括支援センターであり、かしのき荘と隣接されていることを御存じない方も多いためのお声をお聞きします。広報やツールを使って周知していただいていると思いますが、さらに町のイベントや催物を活用して、介護相談会等のブース等を作って、介護や認知症について相談しやすい環境整備が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

三つ目、認知症サポーターのさらなる推進について。認知症サポーターは、

令和5年5月現在、1,918名が登録されているそうですが、自治会や小学校からも要請があれば出向かれる出前講座も開催されています。また、キッズサポーターも誕生し、素晴らしい取組をされています。本当にありがとうございます。現在、認知症サポーター養成講座は10名以上での申込みですが、さらに推進するためには、年間受講日を決めて講座の募集をして、たとえ1人でも希望があれば講座を開いていただく等、誰もが講座を受講しやすい体制整備が必要ではないでしょうか。質問させていただきます。

大きな2項目めでございますが、平群町役場の案内看板設置について質問をいたします。

平群町役場は、一番古い建物は昭和34年12月に建設をされ、はや63年がたち、老朽化が激しく、新しい役場の建設も大変大事であると私も思います。平群町に転居されて初めて手続に来られた方や、また用事でお越しになられる方には、平群町役場はどこにあるのか分からず、周辺の看板等を探されるとのお声をよく耳にします。長く平群町にお住まいの皆様には当然お分かりのことでございますが、コロナも5類に引き下げられまして、観光での来庁者、ハイキング等で平群町を訪れる方も増えると予想されます。さらに、実際に他地域から移住されたい方も中にはいらっしゃいます。そのように、多くの皆様が平群町役場の場所が一目瞭然で分かりやすくするために、周辺道路の主要な交差点等に、ぜひとも平群町役場を示す看板の設置が必要ではないでしょうか。

以上、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、関議員の大きい1項目めの認知症対策の推進についてにお答えをいたします。

まず、小さい1点目の本町の認知症の方々の現状と課題についてであります。

現在、平群町には認知症の方が約1,000名程度おられると把握しております。認知症対策事業としましては、地域包括支援センターにおいて相談会や予防教室、認知症サポーター養成講座等を積極的に開催しておるところでございます。また、町ホームページには認知症初期スクリーニングソフトを掲載し、スマートフォン等で手軽に認知症の簡易チェックをしていただくことが可能となっております。さらには先般、認知症カフェをチームオレンジとして発展して立ち上げされ、認知症と共に誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりにつながることを期待されます。今後におきましても、広報やホームページ等で認知症施策の周知を図り、地域で認知症の方々や家族を支える仕組みづくりの

構築に努めてまいりたいと考えております。

次、2点目の認知症について相談しやすい環境整備についてです。

議員御提案の町が主催するイベント等で介護相談会のブースを作ることにつきましては、イベント内容によっては、来場される方々の目的から、介護相談にそぐわないことも想定されるため、一定の効果が期待できるイベントにおいてブース設置については検討したいと、さらに相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の認知症サポーターのさらなる推進についてです。

認知症サポーターのさらなる増加を図るためには、個別で受講を希望される方への対応が重要課題であると認識しております。今後、議員御提案の年間受講日を定めての受講者の募集や、また各種団体等における講座の開催に一般の受講希望者も受講できるよう工夫を凝らすなどし、受講しやすい環境を整えるなど、また、我々から地域（自治会）等に出向くなど、アウトリーチ型の取組を推進することなどにより、多くの方々の認知症への理解を深め、サポーターとしての登録増加につながるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

長
関君。

○1番

大変前向きな御答弁、大変ありがとうございました。先日、私もチームオレンジの取組を見学させていただきました。とてもすばらしいサポーターのチームオレンジの8名の皆様が頑張っていて取り組んでおられて、感動いたしました。

このアウトリーチ型の取組でございますが、認知症サポーターの養成講座、いつ頃からお取り組みいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長

長
住民福祉部長。

○住民福祉部長

取組時期についてのお尋ねです。

サポーターの増加の取組については速やかに、すぐにでも取りかかる必要があると認識しておりますので、順次進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

長
関君。

○1番

大変ありがとうございました。よろしく願い申し上げます。先日、国会で

も、8日の衆議院本会議で、共生社会の実現を推進するための認知症基本法案が可決されまして、参議院に送付をされました。本町でもさらなる認知症対策に御尽力をよろしくお願い申し上げまして、このことについてはこれで結構でございます。大変ありがとうございました。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、関議員の2項目めの平群町役場の案内看板設置についての御質問にお答えいたします。

議員お述べのように、平群町役場への案内看板は、旧中央公民館前と役場入り口前、2か所のみとなっております。つきましては、町外から訪れた方が分かるよう設置場所等の調査をしながら検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

関君。

○1番

前向きな御答弁ありがとうございます。仮に案内看板を設置いただけるとしましたら、どの辺りになる予定でございますでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えいたします。

設置場所はどこを検討しているかということでございます。場所につきましては、町外から車で来られた場合、ほとんどの方が国道を利用されていますので、まず国道168号線と同じ国道のバイパス等で検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

関君。

○1番

ということは吉新の交差点と三里南の交差点ということでしょうか。大変ありがとうございます。私もそこがいいなと思っておりました。

誰もが一目で分かりやすい案内看板の速やかな設置をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議 長

それでは、関君の一般質問をこれで終わります。

午前 11 時 45 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11 時 36 分)

再 開 (午前 11 時 45 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 11 番、議席番号 3 番、岩崎君の質問を許可いたします。岩崎君。

○3 番

議席番号 3 番、発言番号 11 番、岩崎真滋でございます。6 月定例会最後の一般質問、よろしくお願いいたします。

それでは、先般通告いたしました 3 項目について質問させていただきます。

1 項目め、中央公園に健康器具遊具を置いてみてはについてであります。

中央公園のジョギング園路にゴムチップ舗装を設置することで、より安全・安心にジョギングやウォーキングを楽しんでもらえると思います。ゴムチップ舗装は弾力性やクッション性があり、足腰に優しく、無理なく健康増進を図ることにつながると思います。

新型コロナウイルス感染症が 2 類から 5 類に移行しました。外出を積極的に行い、健康寿命を延ばし、身体的、精神的、社会的に自分らしく輝けるための健康づくりが地域のにぎわい創出にもつながると思います。また、遊具やグラウンドなどの安全対策にもつながっていくと思います。町外からの利用者も増やしていけたらと思います。町行政のお考えをお聞かせください。

2 項目め、町内の水路についてであります。

町内の水路は、日頃より地元の住民や行政の職員、またボランティアの皆様の御協力により、清掃活動や維持管理を行っていただいております。しかし、場所によっては高さ 2 メートルほどの深い場所もあります。足元も滑りやすいところもあります。安心・安全の観点から、定期的に業者の方に依頼するというのも住民の負担軽減になると思います。町行政のお考えをお聞かせください。

3 項目め、町の消火栓についてであります。

消火栓は町内にたくさん設置されています。火災のとき、消防隊が到着する前に自衛の消防員や住民自身による初期消火に使われることを想定しています。いざというときに使えないということがあってはいけません。消火栓の点検や取替え基準、ホースの劣化状況の確認など、どのようになっているのか町行政のお考えをお聞かせください。

以上3項目、答弁よろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、岩崎議員御質問の1項目め、平群中央公園に健康遊具を置いてみてはについてお答えします。

平群町の公園における健康遊具は、平群中央公園に6基、平群北公園に6基、若葉台1号公園に3基、合計15基を設置しており、あん馬ベンチ、腹筋ベンチ、背伸ばしベンチ、ぶら下がり棒、懸垂棒、平行棒、平均台、ツイストサークルなどがあります。

健康遊具の設置は、ストレッチ、筋トレ、バランス感覚を養うなど、健康の維持・増進に寄与するものと考えています。

なお、中央公園に設置の健康遊具は、経年劣化の症状が見られるため、ニーズも含めて、計画的に更新してまいります。

また、議員御提案のゴムチップ舗装ですが、公園や広場などの施設において使用されていることが多く、その最大のメリットは、ウォーキングやランニングといった運動において発生する関節への衝撃を軽減・吸収できること、転倒したときにゴムチップの弾力性により衝撃を分散でき、けがの軽減に役立つことなどです。デメリットとしては、施工費が高額で、また、色のあるゴムチップは見た目のインパクトもあっておしゃれですが、年数が経過すると色落ちが発生して黒ずんでいくため、メンテナンスが必要になることです。耐久性についても、使用頻度や使い方にも大きく左右されるものです。

ゴムチップ舗装は、幼稚園や保育園の遊具周り、階段周り、施設の歩道や遊び場に多く用いられていますが、議員御提案の中央公園のジョギング園路は、公園の管理用道路として車両が通行することから、耐久性の点からゴムチップ舗装は適さないものと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○3番

中央公園のジョギング園路、歩くにはいいなと思ったんですけども、ジョギングするには少し足腰にきつところがあるのかなと思い、ちょっと提案させてもらったんですが、高額やということで、難しいんだなというふうに感じております。

遊具においても、経年劣化がやはり起きていて、随時更新するということがございますが、更新が手後れにならないように、随時点検も引き続きお願いしたいと思います。

子どもからお年寄りまで、みんなで楽しく健康増進を図れるというところが公園のよさ、遊具のよさだと思います。引き続き予算を取っていただいて、これからも取り組んでいただきたいと思います。この質問はこれで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

続いて、御質問の2項目め、町内の水路についてお答えします。

町内水路の清掃や維持管理については、議員御質問のように、農業用水路については水利組合、また自治会内にある水路についてはそれぞれの地域住民の皆様などの御協力を得ながら実施していただいています。また、春・秋の環境愛護デーには、住民協働の考え方の下、町内一斉に環境美化に取り組んでいただいているところです。

町内の水路を見てもみますと、場所によっては幅が広いものや水深の深いものなどがあり、草刈りや泥上げなどの作業であっても、危険が伴う場合があります。そのような場合には行政に御相談いただきましたら、自治会ともよく協議の上、適切に対応させていただきます。

なお、土砂が相当堆積している場所や、草木が繁茂している場合などは、引き続き行政で維持管理してまいります。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○3番

住民の方から、2メートル底の水路を掃除するというのはなかなか大変やと、滑りやすく危険も生じると、年齢的な部分もあるんだなというふうには感じています。そこで、町行政の方も一緒になって掃除をしているというふうにもお聞きしております。しかしながら、全体的に高齢化が進んでますので、いつかどこかで手を打たなきゃいけないのかなというふうにも感じております。業者さ

んに頼むと、もちろんお金もかかってくることで、随時自治会との協議、連携も図っていくということですので、引き続き安心・安全の観点から取り組んでいただきたいなというふうに思います。

この質問はこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、岩崎議員の3項目めの消火栓の点検についての御質問にお答えいたします。

消火栓の点検については、町が消防署と連携し行っており、異常等があった場合には、町において修繕を行っております。また、屋外の消火格納箱等については、自治会が定期的に消防ホースや金具に損傷等がないかの点検を行っていただいております。

次に、消火格納箱の消防ホースの取替え基準については、特に定めはございませんが、消防ホースは一定の年数を経過した場合、経年劣化により漏水等の可能性があるため、定期的な点検をすることが望ましいとされております。

また、消防ホースの劣化状況の確認方法については、変形、損傷、腐食や漏水等がないかを確認し、漏水等がある場合には、接合金具が離脱する危険性があるため、取替え時期となっております。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○3番

答弁ありがとうございます。これも住民さんからちょっとお声がけされて、ホースの点検、たくさん格納箱がありますので、どのようにしていったらいいのかというので、基本は自治会さんで管理をするということで、もし取替えが必要ならば、役場に行って補助の申請をしなければならないという形でお話はさせてもらったんですけども、何せたくさんあり過ぎて、私も初香台、ぐるぐる回ったんですけども、全部を定期的に管理するというのは難しいなというふうに感じております。

再質問なんですけども、町内の消火栓及び消火格納箱の設置状況はどのようになっているのかお聞かせください。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えいたします。町内の消火栓及び格納箱の設置状況ということでございます。

消火栓の設置数は、町全体で599基あります。あと、自治会設置の格納箱については514か所となっています。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○3番

599基ということで、どのように管理していかなきゃいけないのか、少しずつブロックを決めて点検していかなきゃいけないのかなというふうに、自分自身は今それぐらいしか思いつかないんですけども。

もう一つちょっと質問なんですけども、屋外の消防ホース点検基準はどのようになっているのかお聞かせください。

○議長

総務部長。

○総務部長

それではお答えいたします。

消防ホースの点検基準ということで、消防ホースの点検については、消防署に確認したところでは、消防ホースの取替え基準は一応ないんですが、消防ホースは一定の期間、約10年を経過すると経年劣化の可能性がありますので、定期的な確認を行うことが望ましいとされています。一定の期間、10年を経過した場合、点検をよくしてくださいということになっています。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○3番

消火栓は、地域で火災が発生した際に迅速に消火するための設備であり、日頃からの点検は大変重要であると考えます。今後におきましても、住民の安全を守るために、町、消防団、消防署、また自治会、自主防災会などと連携し、対応していただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長

それでは、岩崎君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午前 1 1 時 5 8 分)